

日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告等に関する 実施要綱の制定について

1 制定理由

平成30年4月施行の障害者総合支援法（以下「法」という。）改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設された。

日中サービス支援型共同生活援助は、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

日中サービス支援型共同生活援助の運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会等（以下「市町協議会等」という。）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、市町協議会等から評価を受けるとともに、当該市町協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。

本市においては、ソーシャルインクルーホーム赤穂北野中が令和5年9月に男子棟、令和6年2月に女子棟を設置したため、自立支援協議会での評価、助言を受けるための体制整備に必要な事項を定めるものである。

2 施行日

この要綱は、公布の日から施行する。